南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針

令和2年2月26日 岐阜県

目次

I 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針について	
1 対応指針策定の趣旨	
(1)趣旨	1
(2) 検討のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 対象市町村・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
Ⅱ 南海トラフ地震臨時情報について	
1 南海トラフ地震臨時情報の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 防災対応の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 検討するケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4 防災対応等の流れ	
(1) 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(2) 防災対応の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(3) 県・市町村の初動対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
Ⅲ 住民避難等のあり方について	
1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の対応	
(1) 急傾斜地等における土砂災害に備えた住民避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(2) 海抜ゼロメートル地帯における堤防沈下による浸水害に備えた住民避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(3) 耐震性の不足する住宅にかかる住民避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

2	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
IV	避難所の確保・運営等について	
1	避難先の確保	
	(1) 避難者の受入れ人数の把握	19
	(2) 避難所の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	(3) 避難所が不足する場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
2	避難所の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3	避難者の健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
V	防災対応について	
1	住民等への情報伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
2	学校等における防災対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
3	防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
4	防災訓練······	27

I 南海トラフ地震臨時情報発表時の 防災対応指針について

1 防災対応指針策定の趣旨

(1) 趣旨

気象庁は、平成29年11月から当面の間、南海トラフで異常な現象を観測した場合に、「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)を発表することとした。(令和元年5月31日から本格運用を開始)

これを受け、国(内閣府)では、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の防災対応のあり方について検討を行い、平成31年3月、地方公共団体等がとるべき防災対応を検討するためのガイドライン「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】(令和元年5月一部改訂)」(以下、「ガイドライン」という。)を公表した。

中央防災会議では、令和元年5月、南海トラフ地震推進基本計画を変更するとともに、県・市町村に対して地域防災計画(南海トラフ地震防災対策推進計画)を概ね本年度末までに変更するよう要請があった。

このため、ガイドラインに基づき南海トラフ地震臨時情報が発表された際の防災対応について、円滑に検討を行うことができるよう県の考え方をとりまとめた。

市町村においては、ガイドライン、本対応指針を参考に、南海トラフ地震臨時情報発表時の住民避難や防災教育等事前の防災対応を検討することにより、後発地震による人的・物的被害の軽減につなげるよう取り組むこととする。

なお、臨時情報が発表されない場合でも、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、突発的な地震が発生する可能性があり、さらにこの地震によって内陸直下地震が誘発されることも考えられることから、県・市町村においては、いつ地震が発生しても対応できるよう従前からの地震対策を引き続き推進する必要がある。

(2) 検討のポイント

■ 住民避難の対応

- ▶地震対策は突発地震への対応が基本となるが、人的被害を最小限に抑える観点から、臨時情報が発表された場合の住民の避難対策のあり方について検討。
- ▶検討にあたっては、山間地域や海抜ゼロメートル地帯など本県における地域特性(災害リスク)を踏まえ、個々の災害リスクに応じた避難対策を検討。
- 避難所の確保・防災教育に係る対応
 - ➤避難所の確保対策や臨時情報に対する住民理解の促進方策(防災教育)等を検討。

2 対象市町村

〇 南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された39市町村を対象とする。

■ 対象市町村

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、 美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、郡上市、下呂市、本巣市、 海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、輪之内町、安八町、 揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、 白川町、東白川村、御嵩町 <u>39市町村</u> Ⅱ 南海トラフ地震臨時情報について

1 南海トラフ臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

情報名	発表条件
	【調査中】 ○観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
本治し二つ北京	【巨大地震警戒】 〇巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上 の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報	【巨大地震注意】 〇巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上 M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した 場合等
	【調査終了】 〇(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

2 防災対応の基本的な考え方

- 日常生活を行いつつ、**日頃からの地震への備えの再確認**等、個々の状況に応じて、一定期間**できるだけ安全な行動**をとることを基本とする。
- なお、本対応指針に示す防災対応は、県内で実施する最低限の防災対応を示したものであり、市町村が行う防災対応を制限するものではない。

■日頃からの地震への備えの再確認の例

- ・避難場所・避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認
- ・非常持出品の確認 など

■できるだけ安全な行動の例

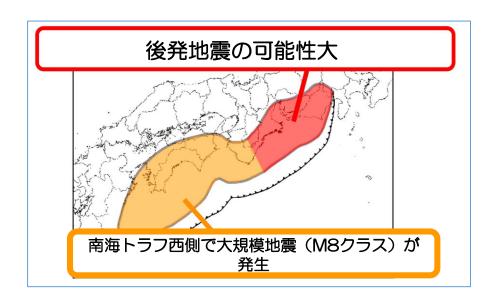
- 高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備(非常持出品等)
- ・危険なところにできるだけ近づかない など

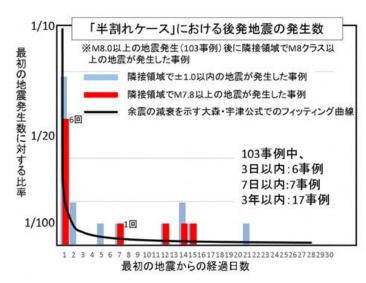
3 検討するケース

○ M6.8程度以上の地震が発生した場合やプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が発生した場合、それらに対する調査を開始し、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された際には、以下の3ケースに応じた防災対応を取る。

(1) 半割れケース

・ 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合





7日以内に発生する頻度は十数回に1回程度 (7事例/103事例)

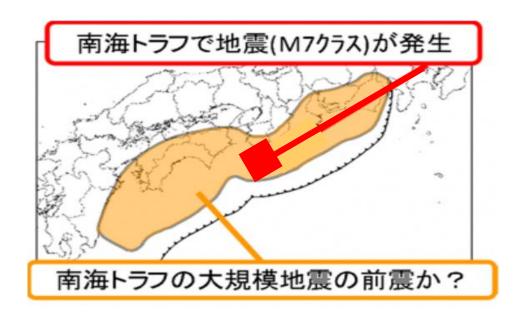
通常の100倍程度の確率

※通常

「30年以内に70~80%」の確率を7日以内に換算すると 千回に1回程度

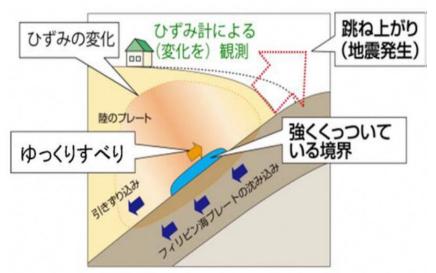
(2) 一部割れケース

南海トラフの想定震源域及びその 周辺においてM7.0以上の地震が発生 した場合(半割れケースの場合を除 く)



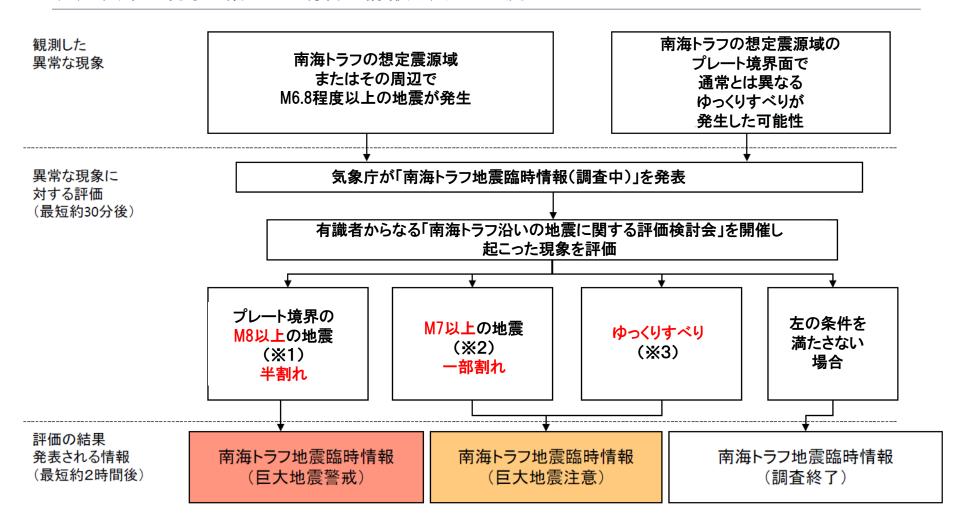
(3) ゆっくりすべりケース

・ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合



4 防災対応等の流れ

(1) 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



- ※1南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
- ※2南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
- ※3ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

(2) 防災対応の流れ

	半割れ	一部割れ	ゆっくりすべり
発生直後	〇個々の状況に応じて避難等 準備・開始	の防災対応を	○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度 1週間	巨大地震警戒○日頃からの地震への備えを再確認する等○土砂災害特別警戒区域等事前の避難を促す地域の住民は、事前の避難○耐震性の不足する住宅等不安のある住民は、必要に応じ避難を自主的に実施	巨大地震注意○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意○日頃からの地震への備えを再確認する等
2週間※	<u>巨大地震注意</u> ○日頃からの地震への備え を再確認する等(必要に 応じて避難を自主的に実 施)	〇大規模地震発生の可能性 がなくなったわけではな いことに留意しつつ、地 震の発生に注意しながら 通常の生活を行う	
すべりが収まっ たと評価される まで 後発地震 発生まで	〇大規模地震発生の可能性 がなくなったわけではな いことに留意しつつ、地 震の発生に注意しながら 通常の生活を行う		〇大規模地震発生の可能性 がなくなったわけではな いことに留意しつつ、地 震の発生に注意しながら 通常の生活を行う

(3) 県・市町村の初動対応

情報名	情報発表条件	国の対応	県の対応	市町村の対応案
南海トラ フ地震臨 時情報 (調査中)	〇観測された異常 な現象がのの関系 でででは、 でででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 できまれる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	関係省庁、地方公共団体等へ連 絡し、情報共有	危機管理部は、情報を受けた時点で、 庁内各部局、市町村及び県事務所に 対する連絡等、所要の準備を開始	防災担当部局は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始
南海には、警では、高いのでは、これの	〇巨大 一大地 一大地 一大地 一大地 一大地 一大地 一大地 一大	・日頃からの地震への備えを再確	災害対策本部の開催 〈構成〉本部長(副知事)、本部長(副知事)、本部長(副知事)、本部員 「内容」を対して、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のので	

情報名	情報発表条件	国の対応	県の対応	市町村の対応案
南地情報(巨意)	〇 は	関係省庁災害警戒会議の開催 <会議の構成> 関係省庁 <会議の内容> ・関係省庁による今後の取り組みを確認	使阜県災害警戒会議の開催 「大きなでは、 「大きなでは、 「大きなでは、 「大きなでは、 「大きなでは、 「大きなでは、 「大きなでは、 「大きなでは、 「大きなでは、 「大きなでは、 「大きなでは、 「大きなでは、 「大きなでは、 「大きなでは、 「大きなでは、 「大きなでは、 「大きなでは、 「大きなでは、 「ないないでは、 「ないないないがは、 「ないないがは、 「ないないないないないがないがないがない	市町村災害警戒会議(仮称)の開催 <構成> 各市町村において検討 <内容> ・気象庁からの情報、政府ののに ・気警戒有・のの結果を全庁的に 情報ののに ・各部局にのの対策をは、ののででのが、ではでは、ではでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では
		・日頃からの地震の備えを再確認	間※後発地震に注意した行動をとる)
南海トラ フ地震臨 時情報(調 査終了)	○(巨大地震警 戒)、(巨大地 震注意)のいず れにも当てはま らない現象と評 価した場合	関係省庁、地方公共団体等へ連 絡し、情報共有	危機管理部は、庁内各部局、市町村、 県事務所へ連絡し、情報を共有	防災担当部局は、関係部局と情報共 有

Ⅲ 住民避難等のあり方について

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の対応

本県の地域特性を踏まえると、臨時情報(巨大地震警戒)発表時に避難を検討すべき災害リスクは、以下のとおり想定される。

- (1) 急傾斜地等における土砂災害
- (2) 海抜ゼロメートル地帯における堤防沈下に伴う河川水越流による浸水害
- (3) 耐震性の不足する住宅の倒壊

(1) 急傾斜地等における土砂災害に備えた住民避難

- 土砂災害のリスクのある地域(土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。)に居住する住民に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとる(※)よう呼びかける。
- その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」を基本とし、当該地域に居住する住民に対しては事前の避難を促すことが望ましい。
 - 避難を行う期間は、最初の地震発生後、原則1週間とする。
- 自力避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理 者には、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に防災対応を位置付けるよう働きかける。
- ※ できるだけ安全な知人・親類宅への避難か、避難所や家の山から離れたスペースや2階での生活など

<住民避難の考え方>

- ・現在の知見では、地震に伴う土砂災害による人的被害の発生リスクが高い地域を絞り込むことは困難とされているが、 過去の事例では、震度6以上の大規模地震の際には土砂災害の発生する可能性が高い傾向にある。(P12~13)
- ・ ほとんどの土砂災害は突発的に発生し、避難のためのリードタイムが確保できないことから、人的被害を軽減するためには事前に避難行動をとることが有効である。
- ・ 避難を促す範囲は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。 11

【過去の地震による土砂災害の発生状況】

(単位:件)

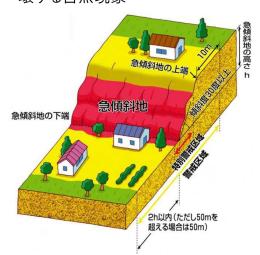
地震名	発生時期	規模(M)	最大震度	がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	土石流	地すべり
中越地震	H16.10	6.8	7	90	4	131
福岡県西方沖を震源とする 地震	H17.3	7.0	6弱	22	0	0
能登半島沖地震	H19.3	6.9	6強	44	4	17
中越沖地震	H19.7	6.8	6強	91	0	29
岩手・宮城内陸地震	H20.6	7.2	6強	15	29	4
東北地方太平洋沖地震	H23.3	9.0	7	97	13	29
熊本地震	H28.4	7.3	7	123	57	10
北海道胆振東部地震	H30.9	6.7	7	133	94	0

(出典:国土交通省HP 該当年に発生した土砂災害、内閣府HP 該当年防災白書)

【土砂災害の種類】

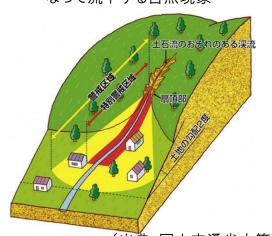
急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等 又は渓流の土石等が一体と なって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因 して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

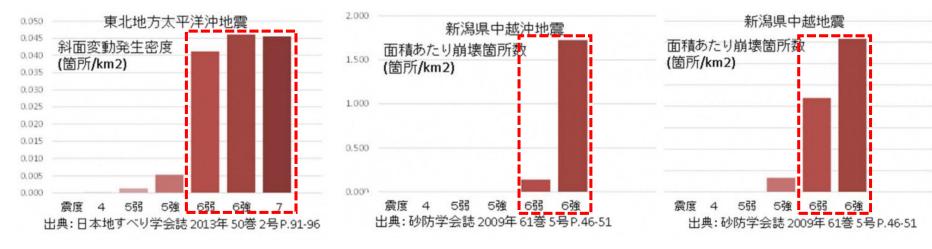


(出典:国土交通省水管理·国土保全局砂防部HP)

1 2

【震度階級ごとの斜面崩壊等発生密度】

・震度6弱以上において発生する可能性が高い傾向



(出典:国ガイドライン)

【県内の想定震度】

震度	市町村名
6弱	40市町村 岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、大垣市、 海津市、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、 池田町、関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、 八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、 高山市、下呂市
5強	2市村 飛騨市、白川村

(出典:平成23~24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査)

【土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の状況】

種 別	内 容	根拠法	指定 する 者	指定区域数 (H31.3末時 点)	保全人家数 (H31.3末時 点)
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が 発生した場合に、住民 等の生命又は身体に危 害が生じるおそれがあ ると認められる区域	土砂災害防止法第7条	県	12, 590	約13万戸
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が 発生した場合に、建築 物に損壊が生じ住民等 の生命又は身体に著し い危害が生ずるおそれ があると認められる区 域	土砂災害防 止法第9条	県	11, 515	約2万戸

※指定区域数、保全人家数は、高山市、飛騨市、白川村除く

(出典:岐阜県調べ)

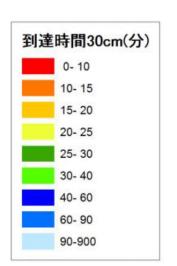
(2) 海抜ゼロメートル地帯における堤防沈下による浸水害に備えた住民避難

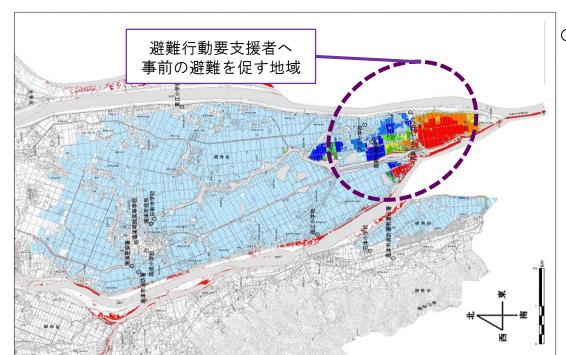
○ 後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により30cm以上の浸水が30分以内に生じることが想定される地域に居住する<mark>避難行動要支援者</mark>には、後発地震が発生してからの避難開始では間に合わないおそれがあるため、事前の避難を開始するよう促すことが望ましい。 避難を行う期間は、最初の地震発生後、原則1週間とする。

<住民避難の考え方>

- ・ 堤防沈下による河川水の越流は、津波を起因とするものではないため、流速が小さく、外力による家屋倒壊の可能性は 低いため、健常者にあっては浸水が始まってからの避難が可能であると考えられる。
- ・ 一方、高齢者や障がい者など自力避難が困難な避難行動要支援者については、避難行動に要する時間を勘案し、臨時情報(巨大地震警戒)発表のタイミングで避難を開始する。
- ・ なお、避難の実効性を確保するためには、具体的な避難支援の方法をあらかじめ「個別計画」として策定しておくことが 望ましい。

【浸水深が30cmに到達するまでの地震発生後からの時間】





○対象者 1,312世帯 3,626人 うち 避難行動要支援者 85人 (令和元年8月1日現在)

(出典:岐阜県津波浸水想定(解説))

(3) 耐震性の不足する住宅にかかる住民避難

○ 耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難 するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。

【県内の住宅耐震化率】 78%

(出典:平成25年 住宅·土地統計調査(国土交通省))

【県内の被害想定】

区分	被害状況	── ・死者、負傷者は、揺れによる建物倒壊に起		物倒壊に起因	
全 壊	35,000棟			区分	被害状況
揺れによる被害	7,800棟			 死 者	470人
液状化による被害	28,000棟				13,000人
半 壊	100,000棟			重傷者	830人
揺れによる被害	58,000棟			要救助者数	1,800人
液状化による被害	42,000棟			X 100 G M	1,00070

注1)小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

注2)被害の合計値は、要因ごとの重複を考慮しているため、要因ごとの集計値と一致しない。

(出典:平成23~24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査:冬の朝5時)

(参考) 事前避難の対象地域と避難情報の国ガイドラインとの比較

種別	県の対応指針			国ガイドライン		
土砂災害	〇事前の避難を促すことが望ましい。 【対象】 土砂災害特別警戒区域内に居住する住民を基本		〇地震に伴う土砂災害の不安がある住民に対し ては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等 の防災対応の検討を促すことが望ましい。			
県内には該当なし		〇避難検討対象区域 陸上において津波により30cm以上の浸水が地震 発生から30分以内の地域				
津波による浸水害	事前避難対			事前避難な	○高齢者等事前避難対象地域 要配慮者が、地震が発生してからでは避難が間 に合わない地域 【対応】避難準備・高齢者等避難開始情報 の発令	
害	2象地域			避難対象地域	○住民事前避難対象地域 健常者を含む住民が、地震が発生してからでは 避難が間に合わない地域 【対応】避難勧告の発令	
る浸水害	水下 り30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じ		記載なし			
耐震不足			C	る信	に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のあ 主民は、知人宅や親類宅等への避難をあらか か検討する必要がある。	

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の対応

○ 臨時情報(巨大地震注意)が発表された際には、日常生活を行いつつ、全ての住民が日頃からの 地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよ う呼びかける。

(再掲)

- ■日頃からの地震への備えの再確認の例
 - ・避難場所・避難経路の確認
 - ・家族との安否確認手段の確認
 - ・家具の固定の確認
 - ・非常持出品の確認 など

■できるだけ安全な行動の例

- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備(非常持出品等)
- ・危険なところにできるだけ近づかない など

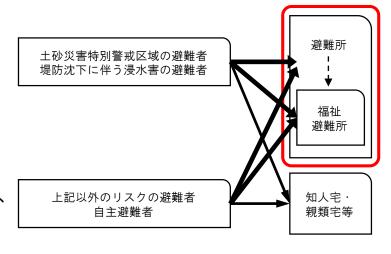
IV 避難所の確保・運営等について

1 避難先の確保

住民の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民に対しては、市町村が避難所を確保する必要がある。そのためにはあらかじめ下記の手順に従い、避難計画を定めておくことが望ましい。

(1) 避難者の受入れ人数の把握

- 避難所で受け入れが必要な人数は、事前の避難を促す地域の対象人数や自主避難する 住民等の人数を参考に推計する。
- 介護や在宅療養など特に配慮が必要な住民については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要になるため、健常者と分けて人数を把握する必要がある。
- 宿泊者等については、あらかじめ関係者と帰宅方法等を検討するものとし、必要に応じて帰宅の困難な見込み人数を加える。
- ・ 避難者数の推計にあたっては、事前の避難を促す 地域の対象人数に加えて、可能であれば土砂災害も しくは堤防沈下による浸水害が発生するおそれや耐 震性の不足する住宅に居住するなどの不安から自主 避難することが想定される人数を見込むことが望ま しい。
- ・ 実効性のある避難行動とするため、市町村は関係 機関と配慮が必要な住民の情報の提供方法について、 あらかじめ検討しておく必要がある。
- ・ 宿泊者、滞留目的の旅客等については、宿泊施設 等関係者と公共交通機関の最寄駅までの帰宅方法等 をあらかじめ検討し、必要に応じて帰宅できない見 込み数を受入れ人数に加える必要がある。



避難所の受入れ人数の概念

(2) 避難所の選定

- 避難所は、地方公共団体が定める地域防災計画等既存の計画において整理されている 指定避難所を参考に選定する。
- 介護や在宅療養など特に配慮が必要な住民については、受入れ体制の未整備等から避 難をためらわないよう福祉避難所を確保する必要がある。
- 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあることから、土砂災害特別警戒区域内は避難所には選定しない。
- 土砂災害警戒区域内及び河川の堤防沈下に伴う浸水害が想定される地域内は、極力、 避難所に選定しないこととするが、やむを得ず選定する場合は、建物の2階以上に避難 することや山の斜面側に滞在しないことを定めるなど災害リスク軽減の措置を講じることとする。
- · 介護や在宅療養などに配慮が必要な住民が避難所に確実に避難できるよう、避難行動要 支援者の「個別計画」策定時等において、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について も考慮しておくことが望ましい。
- ・ 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障をきたさない広さを確保することを念頭に、避難者1人あたりの面積(目安:3.3㎡)(うち居住スペースは2㎡)以上/「岐阜県避難所運営ガイドライン」)を適切に定める。

· 避難所を選定する際は、以下の例を参考に必要な情報を整理する。

(例)

- ・施設名、住所、面積、収容人数、管理者、管理者の連絡先(複数名選定を推奨)
- ・耐震性(想定される最大震度に対する建物の安全性)の有無
- ・非構造部材の落下防止対策の有無
- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、河川の堤防沈下に伴う浸水害のおそれのある地域か否か
- ・要配慮者の受入れ可否(福祉避難所としての機能を有しているか)
- ・冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況
- ・食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店等の状況

(3) 避難所が不足する場合の対応

- 〇 これまでの検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、市町村内の他の避難所へ の避難や旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、 さらなる避難先の検討を行う。
- 住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼び かけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者数を精査 した上で、避難計画を再検討する。
- 〇 あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下や口 ビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行う。

2 避難所の運営

- 〇 避難所の運営は、市町村、施設管理者はもとより地域の実情に応じて防災士やボラン ティア等との連携・協力のもと避難者自らが行うことが望ましい。
- 被災後の避難ではないため、避難に必要な食料や日常生活用品等必要最低限のものは、 各自で準備することが望ましい。
- ・ 1週間を基本とした避難生活を行うことから、避難所を運営していくための環境を整えるため、関係団体による連携体制やそれぞれの役割等をあらかじめ検討し、避難所運営マニュアルに位置付けることが必要である。
- ・ また、災害が発生した後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されることから、「非常用持ち出し品」(※)等避難に必要な物資は各自で準備し、生活の中で不足するものは営業を継続している商店等で各自が購入することが望ましい。

※「非常用持ち出し品」の例

- ・飲料水、食料品(カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど)
- ・貴重品(預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など)
- ・救急用品(ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など)
- ・ヘルメット、防災ずきん、マスク、軍手
- ・懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、携帯電話の充電器
- ・衣類、下着、毛布、タオル
- ・洗面用具、使い捨てカイロ、ウェットティッシュ、携帯トイレ ※乳児のいるご家庭は、ミルク・紙おむつ・ほ乳びんなど (出典;首相官邸HP)

3 避難者の健康管理

- 避難所での集団生活では、感染症の発生、既往症の悪化や避難生活に伴うエコノミークラス症候群等健康被害が懸念されることから、感染症などの予防対策や保健師チームなどによる巡回相談等の予防対策をとることが必要である。
- また、避難者が個別に相談できる体制を確立することが必要である。
 - ・ 集団生活による感染症や既往症の悪化のなどを早期発見するため、保健師等による巡回相談などにより避難者の健康チェック・管理を定期的に実施する必要がある。
 - ・ 車中泊の避難者も想定されることから、エコノミークラス症候群の予防などについて、 早期から啓発することが必要である。
 - · 高齢者が避難所生活において、栄養状態の不良や運動量の低下等、健康状態を損なうことが想定されるため、管理栄養士や理学療法士等との連携についてあらかじめ検討する必要がある。

V 防災対応について

1 住民等への情報伝達

- 南海トラフ地震臨時情報発表時には、防災行政無線、緊急速報メール等を活用し、短い時間 内において正確かつ広範に伝達できるよう伝達手段の多重化・多様化を図る必要がある。
- 南海トラフ地震臨時情報発表後には、同報系防災行政無線やテレビ、ラジオ(コミュニティ FM放送を含む。)、ホームページやSNS等を活用し、国や県、市町村からの呼びかけや交通、ライフライン、生活関連情報などを伝達する。
- 高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保する必要がある。
- 〇 外国人に対しては、ホームページやSNS、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用 する必要がある。
 - · 正確かつ迅速に情報伝達することにより迅速な避難につながることから、あらかじめ防災 関係機関や住民等への伝達方法、内容、伝達する体制を検討しておくことが必要である。
 - · 高齢者や障がい者、外国人等に対する情報の伝達方法を検討しておくことが必要である。
 - ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

<発表時>

- ・日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ
- ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ

<発表後~1週間>

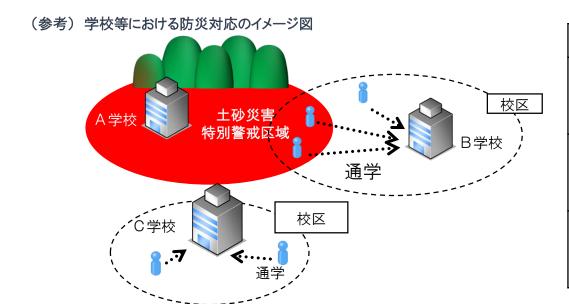
- ・日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ
- ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ
- ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)

<発表時>

・日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ

2 学校等における防災対応

- 事前の避難を促す地域に所在する学校等は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の 発表時には、児童生徒の安全確保の観点から、臨時休業等の適切な対応をとるものとする。 (下図A学校)
- 校区内に事前の避難を促す地域があり、かつ当該地域から通学する児童生徒がいる学校等は、児童生徒の安全の確保や学校等の状況などを考慮し、臨時休業等の適切な対応をとるものとする。(下図B学校)
- 臨時休業の措置をとった場合に、避難対象とならない児童生徒が自宅に一人で留まることがないよう一時的に預かる仕組みを設けるなどの配慮が必要である。
 - ・ 上記以外の学校等については、児童生徒の安全の確保や学校等の状況なども考慮し、適切な防災対応を検討する必要がある。(下図C学校)
 - · 学校等が避難所となっており避難者が多数存在するなど、通常の学校運営が難しいことが 想定される場合には、状況に応じ臨時休業等の措置をとることを検討する。



種別	対 応	理由
A学校	臨時休業等 適切な対応	児童生徒の安全確保のた め
B学校	臨時休業等 適切な対応	児童生徒の安全確保や学 校等の状況を踏まえる必 要があるため
C学校	適切な 防災対応	国ガイドラインを踏まえ つつ、児童生徒の安全確 保や学校等の状況を踏ま える必要があるため

3 防災教育

- 南海トラフ地震臨時情報の内容や南海トラフ地震臨時情報発表時に住民等がとるべき行動などを容易に理解できるよう、市町村広報紙、ホームページ、防災講座、防災訓練などあらゆる機会を捉え、普及啓発を行う。
- 学校等においては、児童生徒が南海トラフ臨時情報発表時に的確にかつ迅速に行動できるよう防災教育を実施する。
- 外国人に対しては、県国際交流センターや市町村が開催する外国人向け防災啓発講座等において、普及啓発を行う。
- · 普及啓発にあたっては、具体的な教育を実施する必要があり、教育の内容は以下の内容を含 むものとする。

<教育内容>

- ・ 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・地震及び津波に関する一般的な知識
- ・ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の 人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ・正確な情報の入手方法
- ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・各地域における土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域等に関する知識
- ・各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ・地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の 固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ・住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

4 防災訓練

- 南海トラフ地震臨時情報の伝達や同情報発表時のとるべき行動などについて、防災訓練を 年1回以上実施するよう努める。
- 〇 また、防災訓練を繰り返し継続的に実施し、その結果を踏まえ防災対応の見直しを実施する。
 - · 現在実施している地震防災訓練等と併せて、定期的に訓練を実施し、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合に取るべき行動を住民に理解してもらうことが重要である。
 - ・ その際、国から発信される情報について大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと 評価されても、必ず後発地震が起こるものではないこと等、情報の意味を正しく理解する よう周知することも必要である。
 - · さらに、訓練の結果得られる反省点等を踏まえ継続的に訓練を充実させることや、計画 を見直していくことが重要である。

<参考> これまでの検討経過

H31.3.11 第1回南海トラフ地震対策専門部会

- <検討内容>
 - ・「土砂災害に対しての防災対応」、「事前の備え」等を論点として整理
- <出席者>
 - 〇有識者(杉戸岐阜大学特任教授、能島岐阜大学教授、髙木岐阜大学シニア教授、沢田岐阜大学教授)
 - 〇市町村(市長会、町村会) 〇県(各部主管課)

R1.6.28 第1回浸水害对応検討会議

- <検討内容>
 - ・海抜ゼロメートル地帯における住民避難の検討
- <出席者>
 - 〇有識者(川崎名城大学特任教授) 〇関係機関(木曽川下流河川事務所)
- 〇海津市 〇県(関係課)

R1.7.25 第1回土砂災害対応検討会議

- <検討内容>
- ・土砂災害発生に備えた住民避難の検討
- <出席者>
- 〇有識者(沢田岐阜大学教授) 〇関係機関(岐阜地方気象台)
- 〇市町(関市、郡上市、下呂市、揖斐川町) 〇県(関係課)

R1.8.21 第2回浸水害対応検討会議

- <検討内容>
- ・海抜ゼロメートル地帯における住民避難の指針(案)の検討
- <出席者>
- 〇有識者(川崎名城大学特任教授) 〇関係機関(木曽川下流河川事務所)
- 〇海津市 〇県(関係課)

R1.8.26 第2回土砂災害対応検討会議

- <検討内容>
- ・土砂災害発生に備えた住民避難の指針(案)の検討
- <出席者>
- 〇有識者(沢田岐阜大学教授) O関係機関(岐阜地方気象台)
- 〇市町(恵那市、関市、郡上市、下呂市、揖斐川町) 〇県(関係課)

R1.9.3 第2回南海トラフ地震対策専門部会

- <検討内容>
 - ・住民避難にかかる対応指針(案)の検討
- <出席者>
- ○有識者(杉戸岐阜大学特任教授、能島岐阜大学教授、髙木岐阜大学シニア教授、沢田岐阜大学教授)
- 〇市町村(市長会、町村会) 〇県(各部主管課)

R1.10.10 第1回避難のあり方等検討会議

- <検討内容>
- ・避難所の運営、防災対応指針(案)の検討
- <出席者>
- ○有識者(髙木岐阜大学シニア教授)
- 〇市町(恵那市、関市、郡上市、下呂市、揖斐川町) 〇県(関係課)

R1.11.22 第2回避難のあり方等検討会議

- <検討内容>
- ・避難所の運営、防災対応指針(案)の検討
- <出席者>
- ○有識者(髙木岐阜大学シニア教授)
- 〇市町(恵那市、関市) 〇県(関係課)

R1.11.28 第3回南海トラフ地震対策専門部会

- <検討内容>
- ・南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針(案)の検討
- <出席者>
- 〇有識者(杉戸岐阜大学特任教授、髙木岐阜大学シニア教授、沢田岐阜大学教授)
- 〇市町(市長会、町村会) 〇県(関係課)

R2.1.31 第1回岐阜県地震防災行動計画検討委員会

- <検討内容>
- ・南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針(案)の検討
- <出席者>
- 〇有識者(杉戸岐阜大学特仟教授)
- ○防災関係機関 ○市町(市長会、町村会)